

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注
に向けた基本方針（案）について

- 資料 1 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への
優先発注に向けた基本方針（案）の概要
- 資料 2 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への
優先発注に向けた基本方針（案）
- 資料 3 「補助金等交付事業に係る市内中小企業者へ
の優先発注に向けた基本方針（案）」について
意見を募集します

令和元年 8 月 29 日

財 政 局

1 市内中小企業者への優先発注の概要

本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいます。

【市などが直接発注を行う場合】

入札参加資格や指名業者を市内中小企業者のみに限定することや、一定数の市内中小企業者を含めた入札を行っています（ただし、市内中小企業者では履行ができない業務を実施する場合や、競争性が確保できない場合にはこの限りではありません）。

また、市が直接発注する場合だけでなく、指定管理施設の管理運営や、出資法人・PFI選定事業者が事業を行う場合に当たっても、本市に準じた措置を講ずるよう規定を設けているところです。

【補助金等交付事業の場合】

「川崎市補助金等の交付に関する規則」のほか、補助金ごとに定められた交付要綱等に基づき、補助金が交付された補助事業者等により事業実施に必要な発注がされています。

★補助事業者等へは、毎年、所管課を通じて市内中小企業者への優先発注を要請していますが、規則や要綱上において、市内中小企業者への優先発注について統一的な規定はありません。

※補助事業者等とは…補助金の交付を受けて、補助事業等を行う事業者等のこと。

※市内中小企業者とは…川崎市内に登録簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者のこと。本市に登録がある事業者にあつては、登録区分が市内、中小となっている事業者のこと。

2 現状の課題及び課題解決に向けた取組

川崎市の補助金等交付事業においては、市内中小企業者への優先発注についての統一的な規定がなく、本市直接発注と同様の措置を講ずることが少ないことから、本市直接発注と比較して市内中小企業者への発注が少ないのが現状です。

【参考】契約件数の比較（平成29年度）

○市直接発注：市内中小	48,452 / 61,289 (件)	【発注率】 79%
○補助金事業：市内中小	162 / 461 (件)	【発注率】 35%

※補助金交付事業者発注分については100万円以上の契約件数

川崎市が直接発注する案件	指定管理者が発注する案件	出資法人が発注する案件	★補助金等交付団体が発注する案件
「川崎市契約条例」 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」などに基づき、市内中小企業者への優先発注を実施			特段の規定がないため、 市内中小企業者への優先発注が確保できていない

★そこで、市内中小企業者の受注機会の拡大に向けた新たな取組として、補助事業者等についても、補助金等交付事業を実施するにあたり、本市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行うよう規定します。

3 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針（案）

「川崎市補助金等の交付に関する規則」を一部改正し、市内中小企業者の受注機会の確保について定めるとともに、補助事業者等が事業を行う上で遵守すべき基本的な事項について、各補助金交付要綱等に定めることにより、本市の施策に準じた措置を取ることとします。

(1) 「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正

○主な改正内容

「市内中小企業者の受注機会の増大を図る」旨の規定を追加

(2) 各補助金交付要綱等の一部改正

○主な改正内容

①対象となる補助事業者等

100万円を超える補助金等を交付された補助事業者等

②補助事業者等が実施する内容

100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。

また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、本市の定める様式により、市に報告書を提出する。

【例外となる場合】

- ・特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等、市内中小企業者では対応できない発注
- ・継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある契約
- ・WTO（政府調達協定）対象に相当する案件 など

③市内中小企業者優先発注に違反した場合

川崎市補助金等の交付に関する規則第14条第3号又は各補助金交付要綱等の規定に基づき、交付の決定を取り消す場合がある旨を規定する。

○川崎市補助金等の交付に関する規則（抄）（平成13年3月21日規則第7号）
（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)～(2) 省略

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

4 改正の時期

○川崎市補助金等の交付に関する規則

令和元年12月 予定

○各補助金交付要綱等

令和2年度予算に係る補助金等から適用できるよう見直しを実施します。

補助金等交付事業に係る
市内中小企業者への優先発注
に向けた基本方針
(案)

令和元年 月
川 崎 市

1 市内中小企業者への優先発注の概要

本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、**市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいます。**

(1) 市などが直接発注を行う場合

入札参加資格や指名業者を市内中小企業者のみに限定することや、一定数の市内中小企業者を含めた入札を行っています（ただし、市内中小企業者では履行ができない業務を実施する場合や、競争性が確保できない場合にはこの限りではありません）。

また、市が直接発注する場合だけでなく、指定管理施設の管理運営や、出資法人・PFI選定事業者が事業を行う場合に当たっても、本市に準じた措置を講ずるよう規定を設けているところです。

(2) 補助金等交付事業の場合

「川崎市補助金等の交付に関する規則」のほか、補助金ごとに定められた交付要綱等に基づき、補助金が交付された補助事業者等により事業実施に必要な発注がされています。

補助事業者等へは、毎年、所管課を通じて市内中小企業者への優先発注を要請していますが、規則や要綱上において、市内中小企業者への優先発注について統一的な規定はありません。

※補助事業者等とは…補助金の交付を受けて、補助事業等を行う事業者等のこと。

※市内中小企業者とは…川崎市内に登記簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者のこと。本市に登録がある事業者にあつては、登録区分が市内、中小となっている事業者のこと。

2 現状の課題及び課題解決に向けた取組

川崎市の補助金等交付事業においては、市内中小企業者への優先発注についての統一的な規定がなく、本市直接発注と同様の措置を講ずることが少ないことから、本市直接発注と比較して市内中小企業者への発注が少ないのが現状です。

そこで、市内中小企業者の受注機会の拡大に向けた新たな取組として、補助事業者等についても、補助金等交付事業を実施するにあたり、本市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行うよう規定します。

3 補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針 (案)

「川崎市補助金等の交付に関する規則」を一部改正し、市内中小企業者の受注機会の確保について定めるとともに、補助事業者等が事業を行う上で遵守すべき基本的な事項について、各補助金交付要綱等に定めることにより、本市の施策に準じた措置を取ることとします。

(1) 「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正

本市における補助金等の交付に関する基本事項を定めている「川崎市補助金等の交付に関する規則」を一部改正し、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に準じて、「市内中小企業者の受注機会の増大を図る」旨の規定を追加します。

(2) 各補助金交付要綱等の一部改正

「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正を行い、市内中小企業者の受注機

会の確保について定めることを踏まえ、市の施策に準じた措置を取ることとします。

しかし、補助金ごとにその性質や交付内容が異なり、現在規定している補助金交付要綱等の形式も異なることから、一律に基本的事項を定めることは困難です。そこで、以下の基本項目を定め、その趣旨に沿って、各補助金交付要綱等を所管局にて改正します。

①対象となる補助事業者等

100万円を超える補助金等を交付された補助事業者等とします。

②補助事業者等が実施する内容

100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行うこととします。

また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、本市の定める様式により、市に報告書を提出することとします。

ただし、以下のような場合には、市内中小企業者への発注が困難であることが考えられるため、本取組の例外とします。

- ・特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等、市内中小企業者では対応できない発注の場合
- ・継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある契約
- ・WTO（政府調達協定）対象に相当する案件 など

③市内中小企業者優先発注に違反した場合

川崎市補助金等の交付に関する規則第14条第3号又は各補助金交付要綱等の規定に基づき、交付の決定を取り消す場合がある旨を規定します。

4 改正の時期

(1) 川崎市補助金等の交付に関する規則

令和元年12月 予定

(2) 各補助金交付要綱等

令和2年度予算に係る補助金等から適用できるよう見直しを実施します。

「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針(案)」について意見を募集します

《 意見の募集 》

川崎市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図ることを目的として、川崎市契約条例や川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に基づき、市内中小企業者の受注機会拡大に努め、市内中小企業者への優先発注に取り組んでいます。

このたび、こうした取組をより一層推進していくために、川崎市から補助金等の交付を受けた補助事業者等についても、補助金等交付事業を実施するにあたり、市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行う取組を行うため、「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針(案)」を策定いたしました。

つきましては、この基本方針(案)について、市民の皆様の御意見を伺うものです。

(1) 募集期間 令和元年9月2日(月)～ 令和元年10月1日(火)

(2) 閲覧場所 川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)
情報プラザ(第3庁舎2階)、川崎市財政局財政部限政課、
川崎市財政局資産管理部契約課

(3) 提出方法 次のいずれかの方法により、住所・氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者氏名)、連絡先(電話番号又はメールアドレス)を明記の上、御意見をお寄せください。

ア 電子メール：川崎市ホームページの「意見公募(パブリックコメント)」のページにアクセスし、ホームページ上の案内にしたがって専用フォームを御利用ください。

イ 郵送・FAX：下記提出先・問い合わせ先に郵送(送付)又は御持参ください。
持参 ※郵送の場合は、締切日当日の消印有効

ウ 提出先等：川崎市財政局資産管理部契約課
住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2090
FAX 044-200-9901

【注意事項】

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。